

選挙啓発サポート団体募集要項

1 目的

投票参加を通じて、有権者が政治に参加することを促進するためには、期日前投票の積極的な活用や、投票日当日における民間企業や団体の皆様の配慮などの協力が不可欠である。

また、有権者一人一人が選挙の重要性を理解し、投票ができる環境を整えていくことは労働環境の見直しに繋がり、「働き方改革」の取り組みの一環として求められると考える。

については、これらの企業等の団体が自主的に県が行う選挙啓発を支援する活動に取り組むことにより、県民が一体となった啓発活動の推進を目指す。

2 募集の内容

(1) 概要

本事業は、より多くの県民の投票参加を実現するため、投票に関する協力を官民一体となって推進する企業等の団体を募集・登録するものである。

(2) サポート団体に関する事項

① 団体の要件

県内の市町村又は県内に事務所若しくは活動拠点を有する各種法人若しくは各種団体で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ・本事業の趣旨に賛同し、(3)②支援内容に掲げる事項について協力する意向があること。
- ・団体の諸規定（定款、寄附行為、規約、会則等。なお、労働組合などで規約等がない団体については、母体となる企業等の諸規定等）が整備されていること。
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的としたものでないこと。
- ・暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。

② 団体の登録等

(ア) 申込

希望する企業等の団体は、登録申込書に必要事項を記入し県に提出すること。

なお、募集は随時行うこととし、募集を中止する場合は、本要項が掲載されている県ホームページ上で告知する。

(イ) 登録

県は、提出された登録申込書の内容を審査し、サポート団体として適当であると認めるときは、認定証を交付する。

(ウ) 登録期間

登録削除の申し出がない場合は、登録を自動的に継続するものとする。

(エ) 登録内容の変更及び削除

変更（削除）届を作成（様式自由）のうえ、事務局に提出する。

(オ) 登録の抹消

登録を受けたサポート団体が、自ら登録の抹消を申し出た場合又は基本姿勢に反するなど本要項の趣旨に反していると認められる場合は、登録を抹消する。

(3) サポート団体の役割

① 基本姿勢

選挙啓発の支援活動（以下「支援活動」という。）は、政治的に中立であることを要し、特定の政党や公職の候補者、公職の候補者となろうとする者又は公職にある者を支持し、又はこれに反対する意図をもって行うものでないこと。また、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する意図をもって行うものでないこと。

② 支援内容

各団体に担当者を配置し、可能な範囲で、以下に例示するような投票参加につながる活動をそれぞれの企業等の団体において自主的に行うものとする。

（※学校法人の場合は、「従業員」は「生徒又は学生」に、「店頭」、「店内」及び「社内」は「校内」と読み替えます。）

<支援活動の例>

○従業員や団体職員に対する啓発

- ・朝礼や会議、社内放送による投票日の周知
- ・法人等の事務所内への啓発ポスターの掲出
- ・法人等の従業員や団体職員への啓発チラシの配布
- ・期日前投票ができる場所（期日前投票所）の周知
※期日前投票：投票日に投票へ行けない場合、一定の期間内で事前に投票できる制度
- ・ノー残業デーにおける期日前投票活用の呼び掛け（定時退社を推奨するとともに、投票日当日に投票できない者に対して、期日前投票の活用を呼び掛ける）
- ・投票日当日における勤務時間の配慮
- ・県が行う選挙に関する研修会・イベントの周知

○利用客や関係団体に対する啓発

- ・法人等の店頭・店内への啓発ポスターの掲出
- ・法人等のお客様や関係団体への啓発チラシの配布
- ・店内放送による投票日の周知
- ・所在地付近で期日前投票ができる場所の周知
- ・ホームページによる投票日や期日前投票所の周知
- ・レシート、チラシ、フリーペーパーによる投票日や期日前投票所の周知
- ・県が行う選挙や主権者教育に関する研修会・イベントの周知

○その他

- ・法人等が独自に企画・実施するもの

③ 活動内容の報告

サポート団体は、高知県選挙管理委員会の求めがある場合、活動実績の報告を行う。

(4) 高知県選挙管理委員会の役割

- ・サポート団体の担当者宛てに、電子メールにより選挙情報等を配信する。
- ・サポート団体の名称及び活動実績を県のホームページ上に掲載する。
- ・活動実績が認められるサポート団体に対して表彰を行う。(年1回)
- ・支援活動に要する啓発資材などについて、可能な範囲で提供又は貸出を行う。

附則

この要項は、平成30年7月2日から施行する。

附則

この要項は、令和元年8月9日から施行する。